

事 務 連 絡
令和3年6月10日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

職場における積極的な検査等の実施について

令和3年5月28日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する」とされました。

これを受けて、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添1のとおり積極的な検査等の実施について所管事業者、団体及び独立行政法人に対し周知・働きかけを行うよう依頼がありました。

つきましては、貴都道府県におかれましては、貴都道府県登録の旅行業者等に対しまして、別添1のとおり積極的な検査等の実施について、ご周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】別紙ご参照

【添付資料】

(別添1) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 事務連絡
「職場における積極的な検査等の実施について」

(ご参考) (別添2) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 事務連絡
「令和3年6月1日付け事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について」に関する依頼について